



平成 30 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社牧野フライス製作所  
代表者名 取締役社長 井上 真一  
(コード番号：6 1 3 5 東証第 1 部)  
問合せ先 専務取締役管理本部長 永野 敏之  
(TEL：0 4 6 - 2 8 4 - 1 4 3 9)

### 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき単元株式数の変更に係る定款の一部変更について決議するとともに、平成30年6月21日開催予定の第79回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成 30 年 10 月 1 日までに全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

##### (2) 変更の内容

単元株式数 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成 30 年 10 月 1 日

#### 2. 株式併合

##### (1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するとともに、当社株式の中長期的な株価変動等を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（5株を1株に併合）を実施するものであります。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類 普通株式

② 併合の方法・割合 平成 30 年 10 月 1 日をもって、平成 30 年 9 月 30 日（実質上は平成 30 年 9 月 28 日）の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を、5 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 30 年 3 月 31 日現在）	124,469,207
今回の併合により減少する株式数	99,575,366
株式併合後の発行済株式総数	24,893,841

（注）併合により減少する株式数および併合後の発行済株式総数は、併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値であります。

(3) 併合により減少する株主数

平成 30 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	8,515 名（100.0%）	124,469,207 株（100.0%）
5 株未満	164 名（ 1.9%）	278 株（ 0.0%）
5 株以上	8,351 名（ 98.1%）	124,468,929 株（100.0%）

（注）上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、5 株未満の株式のみを所有されている株主様 164 名（所有株式数の合計 278 株）は、下記（4）記載の処理を行った上で株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取請求」の制度をご利用いただくことも可能ですので、お取引証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条の定めに基づき、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の効力発生日における発行可能株式総数

併合前の発行可能株式総数（平成 30 年 3 月 31 日現在）	300,000,000 株
併合後の発行可能株式総数（平成 30 年 10 月 1 日）	60,000,000 株

（注）会社法第 182 条第 2 項に基づき、株式併合の効力発生日（平成 30 年 10 月 1 日）に、発行可能株式総数を定める定款の規定は、上記の通り変更されたものとみなされます。

(6) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件いたします。

### 3. 定款の一部変更

本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案が原案通り承認可決されることを条件に、平成30年10月1日をもって当社の定款は次のとおり変更となります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>3億株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>6千万株</u> とする。
第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

なお、この定款変更は、会社法第182条第2項および第195条第1項の規定により、株主総会の決議によることなく行われます。

### 4. 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の日程

- (1) 取締役会決議日 平成30年5月16日
- (2) 定時株主総会開催日 平成30年6月21日（予定）
- (3) 効力発生日 平成30年10月1日（予定）

（ご参考）

上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成30年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続きの関係上、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成30年9月26日となります。

以 上

#### 【添付資料】

（ご参考）単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

(ご参考)

## 単元株式数の変更および株式併合に関するQ & A

Q1. 単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか。

A1. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成30年10月1日までに、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株（単元株式数）に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するとともに、当社株式の中長期的な株価変動等を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（5株を1株に併合）を実施いたします。

Q2. 株式の併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

A2. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式市場の変動等他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合によって株主様の所有株式数は株式併合前の5分の1となりますが、逆に株式1株当たりの資産価値は5倍となるからです。

なお、株価についても、理論上は株式併合前の5倍となります。

Q3. 株式の併合によって所有株式数が減少しますが、受取る配当金への影響はありますか。

A3. 株式併合によって株主様の所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後に、併合割合（5株を1株）を勘案して、1株当たりの配当金を設定する予定ですので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合によって生じた端数株式については、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q4. 株式の所有株式数や議決権数はどうなりますか。

A4. 株式併合後の株主様の所有株式数は、平成30年9月30日の最終の株主名簿に記録された所有株式数に5分の1を乗じた数（1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後の所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数変更および株式併合の前後で、所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権個数	所有株式数	議決権個数	端数株式
例1	1,551株	1個	310株	3個	0.2株
例2	1,000株	1個	200株	2個	なし
例3	999株	なし	199株	1個	0.8株
例4	4株	なし	なし	なし	0.8株

株式併合の結果、端数株式（1株に満たない株式）が生じた場合（上記の例1、例3、例4のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。この処分代金につきましては、平成30年12月頃にお支払いする予定です。

なお、効力発生前の所有株式数が5株未満の株主様（上記の例4のような場合）は、株式併合によってすべての所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q5. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A5. 特に必要なお手続きはございません。

Q6. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A6. 株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取請求」の制度をご利用いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引証券会社か、証券会社に口座を開設されていない場合は、後記株主名簿管理人までお問い合わせください。

#### 【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関してご不明な点は、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社

連絡先 東京都府中市日鋼町1丁目1番

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話：0120-232-711（通話料無料）

（受付時間：土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）

郵送先：〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

以 上